

1 二 社会片衆党、労働農片党、日本労働党、片衆党は共
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25

2 同行動をとることを目的とし、無産党議員団政策共同
3 委員会を作る。

4 二、無産党議員団及び無産党議員団政策共同委員会に経
5 験的機関とする。

6 四、共同委員会に各党代表三名をもつて組織し、各党議
7 員はこれに出席し発言することか出来る。

8 五、共同委員会はその決定事項につき、無産党議員団を
9 統制する権限を有す。(修正)可決

10 予案左の如し。
附記。